

植民地期ジャワ・マヅラにおける デサ首長「自由選挙」をめぐる

植 村 泰 夫

【要約】 一八一六年にジャワに復帰したオランダ植民地権力は、一八一九年選挙法によりデサ首長の住民選挙原理を法制化した。この原理は一八五四年統治憲章で再確認され、その具体化作業が開始され、一八七八年選挙法が公布された。しかし、ここでは一八一九年選挙法と比べると、植民地権力が選出に対して影響力を行使し「不適格者」をデサ首長から排除しようとする方向もみられる。そしてこの方向性は、一九〇七年の選挙法改正において一層強められた。

これらの選挙法の実際の導入はかなり遅れ、また実施された住民選挙には選挙法の規定からの逸脱が多く見られた。即ち、デサ内の有力者層は党派を形成してデサ首長職を争い、買収や陰謀が横行した。同時に、住民の多数が「自由」選挙を通じて、わざと「不適格者」を選出し、それによって植民地権力の課す諸負担を軽減しようとしていたことが注目される。こうした状況により、デサ首長の社会的地位は必然的に低下してゆくのである。

史林 七三卷一号 一九九〇年一月

はじめに

筆者は、先に「一九世紀後半～二〇世紀初頭ジャワ・マヅラのデサ首長の社会的地位をめぐる」(『東洋史研究』四七―三、以下、前稿と略す)において、デサ首長のデサ内における地位が次第に低下しつつあったことを述べた。しかし、その際、この時期に如何なる人々がどのようにしてデサ首長に選ばれたかという点については触れることができず、次の課題としておいた。

この問題とかわりがある従来の我国での研究には、内藤能房氏の「一九世紀中葉のジャワ村落と村落運営について」(『アジア研究』二五―三・四、一九七九)があり、この中で氏は「村役人」の決定方法を *W. J.* の記事に依拠して概括的に論じ、以下の特徴点を指摘された。即ち、(1) 選挙法の原則の浸透の遅れ、(2) 強制栽培制度によりそれが歪められ、上級権力による恣意的な村長の首のすげかえが頻発したこと、(3) 村長選出には世襲原理が存在し、このことは現実に住民が自分達の望んだ人物を実質的に得る場合が多かったことを示している、(4) しかし、上級権力の干渉が選出に実質的效果を及ぼすこともあった、(5) 被選出要件として、村内居住者かつ耕地保有者、村長の一族、草分けまたはその子孫、裕福で人望があり住民に影響力があることなどが、在地のルールによって要求された、(6) 有権者資格は地方によりまちまちであった、(7) 選挙は、上級官吏列席のもとにデサ、あるいは郡長宅で実施された、の七点である。

筆者も、*W. J.* に依拠してその段階におけるデサ首長選挙の特色を整理すれば確かにこの通りであると思うが、氏の指摘は十分に形式面に偏りすぎており、これらの相互の関係を歴史的に検討することはなお今後の課題として残されているように思う。小論では、そうした試みの一つとして、一九世紀にオランダ植民地権力が導入した「自由選挙」の実際が如何なるものであったかを検討し、そのことを通して前稿で残した課題に解答を与え、併せてデサ社会における「自由選挙」の意味を考えてみたい。

以下、小論では、先ずオランダの導入した選挙法の内容の変遷について述べ、次いでその実際の導入の事情を検討し、最後にそのもとでの「自由選挙」の実情を明らかにしたい。

第一章 選挙法の変遷とその特色

植民地権力がジャワのデサの首長の選出に関して規定した最も初期の法令は、管見の限りでは、ダンデルス統治時代の一八〇八年に北東海岸地域の行政機構の再編について公布された命令であった。そこでは、プバティをはじめとする首長

は総督により任命されるべきことが定められているが、「プティンギあるいはルラーは、どこでも住民自身によって選出され、年々交替するので、例外とする」と述べられ、デサの首長は住民選出であるという慣行を存続することが規定された。^① 同地方の最も西側に位置するチルボンについても、「いわゆるプレントス(prentas)即ち最下級のデサ首長は、旧慣に従って、住民の手で選ばれることにより年々交替する」と、同様の認識が示されている。^②

以上のようなデサ首長の住民選出を、ジャワの直轄支配地域全域に適用されるべき制度として宣言したのは、それに続くイギリス統治時代であった。ジャワ統治の責任者であった副総督ラッフルズは、各地に派遣した官吏の調査報告をもとに、一八一四年二月一日の法令の中で次のように規定している。^③

(1) 「11. ジャワ村落の住民首長は、太古以来の慣行によって、治安維持に努めることであれ、領域内で発生する小紛争の調停であれ、あるいは税の徴収や、より頻繁には労役の徴発を行なうことであれ、その村落に関連した諸事の全般的な監督を委ねられていると考えられてきた。この目的のためにその職は選挙されてきたのであって、彼が行使する権力は仲間の住民達により彼に委任されてきたのである。」^④

(2) 「VII. 各村落には(Petingi, Bakal, Lurah, Kuwu, Mador など、この国の慣習によって如何なる名称のもとに認められようとも) 一人の首長がおり、村落自身の住民の手で彼らの中から自由に選出されるべきである。政府の側から唯一要求することは、彼が実際にそこに住み、土地を持っていることである。彼らの各々の職責を遂行するのに不適格であることが判明したり、あるいは彼らがその占めている職務を続けることに対して他の根拠ある異議が生じた者がいる場合は、そうした趣旨のことが村民に対して理事により表明され、村民はそれによって別の誰かの指名を行ない、理事により承認されるならば、彼は認証を受けたことになる。」

(3) 「K. この選出方式とそれによって生じる権力は、新たに導入したものではなく、太古以来の慣行の中に存在したものであって、その性質と範囲は全島のジャワ人によく理解されていることを、注目しなければならない。」^⑤

ここでは、デサ首長は慣行に従ってデサの土地占有者の中から自由に選挙されるべきであり、植民地政庁はそれに基本

的には干渉しないという「自由選挙」の立場が打ち出されている。そして、それは一八一六年の東インド植民地回復後、オランダ権力が最初に公布した一八一九年選挙法 (Stat. no. 13) でも継承された。

同法は六条から成るが、先ず第一条において「デサ住民がその首長を彼らの内部から選出し交替するという古来の慣習は、維持され、デサの住民に対して保証される。」と、住民選挙の原理を宣言した。ケンプによれば、この前提となったのは前年の一二月二五日付の「土地収入に関する調査報告」No. 22である。そこでは、「ジャワ人の旧慣行、旧制度は、住民に対して、デサの内部統治のための首長を彼ら自身の内部から選出する権利を認めている。従って、ジャワ人のこの古くからの本来の慣行に対する不変の愛着を認め、この制度を存続させることには何ら問題がないと確信する」と、ラッフルズと同様の認識が示されていた。⁶⁾次に選挙の方法については、第二条で「デサ首長の選挙は、一般に、その年の地税の査定が決められるより前に実施されねばならない」と、選挙時期が規定された。この条項は、一条と相俟って、デサ首長選挙を毎年実施することを定めたものと解釈されてきた。被選出要件については、「そのデサに所属し、そこに居住する者」(五条) 以外の規定はない。選出された首長を住民が不適當だと見なした場合には、理事の承諾を得て新たな首長を選ぶことができた(三条)。

デサの選出結果に対しては、「理事は、一般にその承認を拒否することはできない。もし重大な理由によりこれを行なう場合には、そのことを理由を付して総督に報告しなければならない。」(四条)と、上級権力はそれを基本的に尊重すべきことが規定された。しかし、同時に六条では「デサ首長が職務怠慢、非行や犯罪行為により、地方裁判所 (Landraad) やその他のそれに権限を有する機関によって解任された時は、他のケースと同様にデサの住民自身の手で、新首長が選ばねばならない。」とあり、上級権力の手による罷免もありうることが示されている。

このように同法には選挙の具体的な手続きについての規定はほとんどなく、これらの点は地方の慣行や官吏の判断に委ねられてきたと思われる。このことは、後述するように、住民選挙が同法の意図したようにはなかなか実施されなかった

という状況をもたらす原因の一端となったのであった。^⑦

同法制定後、ジャワ・マツラのデサ首長選挙に極めて大きな影響を与えたのは、一八五四年に制定された統治憲章 (Regeringsreglement, 以下、R.R.と省略) 第七一条であった。そこでは、「原住民共同体は、地方当局の承認のもとにその首長と行政役人を選出する。総督は、この権利をあらゆる侵害から擁護する。」と、「自由選挙」の原則が、あらためて植民地統治の根本原理として宣言された。今、その意図をオランダ本国議会下院での R.R. 法案審議の中に探ってみると、次のようである。

そこでは、政府は法案説明において、「政府は、ここで述べられているような重要な権利を、最も威厳ある方法により、即ち R.R. によって、これが原住民の先祖伝来の制度や特別の規定によって存在しているすべての地域に周知させねばならぬということは、正当なことであると考える。政府はまた、この原則を、それがなお見られない地域へも啓発の手段として拡張することを望むものである。」と述べ、下院の一般的雰囲気は、R.R. に住民選挙原則を宣言することをジャワ住民の「古来の権利を擁護するための大きな前進」ととらえて歓迎したという。そして、地方権力によって行なわれている選挙介入を防止するための具体的な規定を R.R. の条文中に明示すべきだという、積極的な提案も出された。^⑧つまり、R.R. 七一条においては、「自由選挙」原則はジャワの現状の如何にかかわらず住民を「啓発」すべき手段として宣言されたのである。これによって、ジャワの「原住民」社会は「進歩発展」させられねばならなかった。

さて、R.R. をきっかけとして、住民選挙実施への方向は一層強力なものとなったようである。一八五五年に出された総督命令の六九条は、「総督は、地方行政首長の地位にある官吏に対して、原住民共同体の首長と行政役人の選挙と解任に關して必要な指示を、これに關する何らかの介入が彼ら官吏に許される限りにおいて出さねばならない」と述べ、住民選挙を具体化する意図のあることを示唆した。そして、一八五七年になると、政庁は上の「指示」の内容を具体化するため、栽培長官 (Directeur van Cultures) に地方長官と協議の上で意見を上申することを求めた。^⑨ 栽培長官はこの命令に基

づき、各州理事にデサ首長選挙の実情報告を求め、一八五八年に提出された各地からの報告書(以下、五八年報告と省略)をもとに選挙規則案を作成し政庁へ提出した^①。

こうして、ようやく選挙の詳細についての具体化作業が開始されたのである。この過程は同時に、一八一九年選挙法や P. R. 七一条が規定した「自由選挙」、定期選挙が果して古来の慣行であるか否かということに関して激しい論争の行なわれた過程でもあるが、その問題は別稿で論じる予定なのでここでは立ち入らない。ともかく、そうした過程を経て、ようやく一八七八年になって一八一九年選挙法に代わる新選挙法が制定されたのであった(S. H. H. 以下、その特徴を検討しよう)。

同法は二三条から成るが、住民選挙原則についての条項は、最早自明のことであるから見あたらぬ。逆に、選挙の具体的な方法については、かなり詳細に規定される。先ず、選挙の時期については、空席が生じ次第、一ヶ月以内に実施することと定められ(一条)、一八一九年選挙法での毎年選挙という考え方が完全に放棄された。この場合、選挙は監督官と郡長もしくは副郡長から成る選挙管理委員会が召集する選挙集会において実施し(二条)、同委員会はデサ名と人口、集会参加有権者数、各候補者の名前、職業、推定年齢、得票数などを内容とする経過報告を五日以内に理事宛に提出せねばならない(四条)。有権者の資格については規定がなく、これは地域の慣行に委ねられたと思われる^②。被選挙権についても規定はないが、これは自明のことだという理由で削除されたからであるといわれる^③。

当選の要件は過半数の得票である。しかし何れの候補者もこれに達しない場合は、直ちに再選挙を実施して最高得票者を当選とする、もし同票の場合は選挙管理委員会に決定権がある(三条)。このようにしてデサから選出された者は理事の承認を受けねばならないが、六条は、(a)選出手続き不備、(b)選出された者がアヘン常習者、行為が不正、精神的肉体的欠陥がある場合、(c)罷免経験、禁固、懲役刑より重い処罰の経験がある場合には、理事はこの承認を拒否できると規定している。この場合には直ちに関係官吏に通知し、郡長にそのことが通知されてより一五日以内に再選挙が実施されねばな

らない（七条）。次に、一度就任したデサ首長を解任することに関しては、解任理由を示した理事の命令が必要であること（八条）、解任には本人の申請や他所への移住、病氣、老齡、肉体的精神的欠陥などを理由とする「名譽の解任」（九条）と、犯罪行為、職務怠慢、違反行為、懲役刑などの宣告を受けたことを理由とする「不名譽の解任」（一〇条）の別があると規定された。

一八七八年選挙法を一八一九年選挙法と比較すると、選挙方法の具体的な規定を通して、植民地権力がデサ首長選出に対する影響力を行使しようとしていることが窺われる。その方向は、特に六条や一〇条に典型的に示されるように、植民地権力側から見ても不適格と思われる者をデサ首長の地位から排除しようとするものであった。P. P. の規定した「自由選挙」という大原則の中で、この点を如何に保証するかということが、同選挙法制定に際して課せられた課題であったのである。

この方向は、これ以降、とりわけ内務部 (Department van Binnenlandsch Bestuur) の中で一層強められてゆく。そのことを示す動きを、以下に示そう。一八九〇年、内務長官クネマンは、施行後一二年を経た選挙法の諸規定に対して様々な批判が出されている状況に鑑み、同法の施行状況の実情調査を全州に指示し、同時にどの点の改善が必要かについての意見を求めた。④ こうして各地方官から提出された報告書（以下、九〇年報告と省略）は、ほぼすべてが後に明らかにするよう選挙法の現状に対する不満を述べ、同選挙法規定における上級権力の介入権の不十分さを指摘したものであった。⑤ クネマンは、これらに基づいて、「相談を受けた多数のヨーロッパ人官吏、原住民官吏は、この権利（「自由選挙」のこと——引用者）を共同体が行使することには大きな問題があり、それは数多くの不正の原因となっており、また統治業務の進捗にとり悪い影響を及ぼすものであると、ほとんど一致して表明している」との意見を上申し、同時に、デサ首長は地以上の得票者の中から理事の指名により決めるという内容を持った選挙法改正案を、政庁に提出した。

しかし、東インド評議会は一八七八年選挙法を改正する必要は認めていたものの、クネマン法案は P. P. と対立する

という理由で受理せず、その修正を内務長官に求めた。このため、後継長官のウリエーは一八九四年に修正案を提出したが、これも同じ理由により受理されなかった。このような事情のもとで、内務部は改めて選挙法の改正をめざして意見をまとめる必要に迫られ、デサ首長の「自由選挙」権の歴史と実情に関する報告書を作成することになった。こうして一八九七年に刊行されたのが、H. N. N. であつた。ここでは、以下の九点が結論として提起されている。即ち、(1)かつてデサ首長の「自由選挙」権が存在したとしても、それは一九世紀初にはジャワの大半で消滅している、(2)イギリス統治も全権委員統治も、「自由選挙」権を住民の中に根付かせられなかった、(3)P.P. 施行時にも、様々な地域で「自由選挙」は住民の制度と合致しなかった、(4)現在も、住民はその権利を重視していない、(5)現在のデサ首長の質が悪いのは、住民が選挙権を自由に行使して行なう不正に原因がある、(6)「自由選挙」権の導入により、デサ首長世襲制という古来の、良質なデサ首長選出を保証した原則が大きく侵害された、(7)デサ首長の質を上げるには、「自由選挙」に干渉しないという原則の放棄が不可欠である、(8)このことは、住民の伝統や現状に照らしても全く問題がない、(9)「自由選挙」権の制限という点から、P.P. 七一条の改正が必要である、というのである。ここでは、P.P. の改正さえもが射程に入れられていることが注目される。それは、「自由選挙」に対する全面的な批判であつた。そして、このような状況に対応する形で、一九〇七年選挙法 (Sb. no. 213) が新たに制定されることになつたのである。

一九〇七年選挙法は、全一七条から成る。先ず選挙の時期については一八七八年選挙法と同じである。選挙集会での実施という点も同様だが、新たに集会成立の要件として有権者の $\frac{2}{3}$ 以上の出席が必要だという点が増えられ、これを満たさぬ場合には再召集を行なうことが定められた(三條三項)^⑩。更に、投票に先立ち、選挙管理委員会が、デサ役人の構成、デサ首長と役人の収入、被選挙権資格について説明を行なうことが求められた(四條一項、五條四項)。また、代理投票の禁止が初めて規定された(三條二項)。経過報告提出義務は同様だが、その期限は選挙実施後一五日以内へと改められた(七條)。有権者資格についても、この段階で初めて規定がなされる。即ち、それは公共勞役負担者及び村役人、「名譽の解任」

により退職した前の首長、理事が認めた宗教教師、モスク役人、聖墓守りに限定された（一条二項）。同じように、被選挙権についても、女性、未成年者、罷免されたデサ首長や官吏、裁判で官職に就く権利を剝奪された者は除外するという制限条項が初めて設けられた（五条一項）。

大きく変わったのは当選要件である。六条は、一八七八年選挙法での過半数規定のかわりに、全有権者の $\frac{1}{2}$ 以上の得票の最高得票者を当選者とみなすと規定した。同票の場合の扱いは、変っていない。何れの候補者の票も $\frac{1}{2}$ 未満の場合には再選挙を実施し、それでも決まらぬ場合は改めて一ヶ月以内に選挙集会を再召集することになった。一方、当選者に対する理事の承認拒否の要件には、新たに賭博、飲酒常習者、罰金刑を越える有罪判決を受けた者という内容が加えられ、更に「その他の公共の利益に関する重大な理由から、デサ首長職に不適とみなされる者」ということが謳われ、その余地が一層拡大されている（八条）。この場合の再選挙実施に際しては、承認拒否理由が有権者に示されねばならない（九条一項）。デサ首長の解任の場合は、やはりその理由を示した理事の命令が必要であり、これを直ちにデサ内に周知徹底させること（二条）、「名誉の解任」の場合には、解任命令に在職年数を記入すること（三条）が決められた。

以上一九〇七年選挙法の主要な内容を見てきたのであるが、ここには二つの志向性があるように思われる。その一つは、選挙の方法をより細部にわたって規定することによって、住民選挙それ自体は擁護しようとする方向であり、それは P. P. 71 一条をあくまで基礎に置くべきだとする立場である。今一つは、有権者や被選挙権の制限、承認拒否の余地の拡大などに示されるような、自由の制限を志向する立場であった。後者は一八七八年選挙法と比較するならば一層強力なものとなっており、その意味でこの選挙法には内務官僚達の要求がかなり反映されたといえてよい。そして、それゆえにこそ、前者の立場からは選挙方式の一層細かい規定が必要であったと考えられるのである。

以上に選挙法の規定の変遷を見てきたが、その過程は、 P. P. 71 までは住民選挙の実現という点に重点が置かれていたのに対し、それ以降は如何にして「不適格者」を排除して有能なデサ首長を確保するかという点が前面に押し出されてきて

いるような印象を与える。このような変化が生じた背景は、一般的に言えば植民地権力によるデサの把握が深化したことに求められようが、具体的にはこのような選挙法下におけるデサ首長選挙の実情に求めねばならないであろう。以下、その点について、次章では先ず選挙法が実際にはいつ適用されたかという点を検討したい。

① J. A. Van der Chijs, *Nederlandsch-Indisch Plakaatboek 1602-1811*, Batavia, vol. 15, p. 162.

② *ibid.*, p. 490.

③ イギリス統治期のデサ首長選出に関する報告記事は、下の表の通りである。

これらの報告が明らかにした選出法は様々であり、大別するならば住民選出型 (Bantam, Cheribon, Cheribon-Tegal, district of Samarang, districts of Japara and Joana, Sourabaja districts, het Landschap Sourabaja, the districts East of Sourabaja)、上級権力任命型 (王侯領、district of Cadoe) と整理できるが、後者についてランブリスは「上級権力が Bakal を意のままに任命する行為は、後の時代の(住民選出権に対する)侵襲」(Substance, p. 112~p. 113)であり、イヌマツ政権が古来の慣行を尊重しなかったことについて発生した形式である(同、p. 98~p. 99)と見なし、前者を法制化した。④ Revenue Instructions, dated 11th February, 1814, 一一条 Substance, p. 183~p. 184. ⑤ Regulation, A. D. 1814, passed by the Honourable the Lieutenant Governor in Council, on the 11th of February 1814, for

地 域	報 告 者	日 付	所 収 文 献
Bantam	W. Yule	1813年11月15日	Haan, p. 388
Cheribon	J. Crawford	1813年12月31日	Substance, p. 110 Haan, p. 388
Cheribon-Tegal	T. S. Raffles	不 詳	Substance, p. 112~p. 113
District of Samarang	J. Eales	不 詳	Substance, p. 108~p. 109
districts of Japara and Joana	T. M'Quoid	不 詳	Substance, p. 105~p. 107
王 侯 領	J. Crawford	1813年 5 月	Substance, p. 86, p. 87, p. 89
district of Cadoe	J. Crawford	1812年11月15日	Bastin, p. 98
Sourabaja districts	A. Adams	不 詳	Substance, p. 104~p. 105
het Landschap Sourabaja	F. J. Rothenbuhler	1812年12月31日	V.B.G., vol. 41 (1881), p. 16
the districts East of Sourabaja	D. Hopkins	不 詳	Substance, p. 100, p. 103~104

the more effectual administration of Justice in the Provincial Courts of Java, 七条、九条、*ibid.*, p. 219.

⑧ P. H. van Kemp, *Jawi's Landdijh Stelsel 1817-1819, 1916*, s. 1 Gravenhage, p. 364.

⑦ やしあたり、こうした状況を示す初期の一例をあげておく。一八二四年四月六日のジャバラ州理事命令は、一八一九年選挙法に関して、「今後、これらの諸規定を厳守することに留意し、デサ首長選挙に対して如何なる地位の原住民首長も権力行使することが許されてはならぬ」と述べ(L. S., vol. 2, p. 84, H. N., p. 191)。当時、上級権力による選挙介入がしばしば行なわれていたことを示唆している。

⑨ 詳くは H. N. K., bijl. A, p. 37~p. 38 に所収の下院暫定報告(Voorloopig verslag van de Tweede Kamer) を参照。

⑩ H. N. K., p. 7.

⑪ 報告書の提出されたのは、ブリアンゲル、バニユマス、ケドゥー、テガル、ブカロンガン、ジャバラ、クディリ、パチタン、ブスキ、スマランの諸地方である。これらの報告の一部は、H. N. K., p. 7~p. 10 に収録されている。

⑫ この規則案は、複数の立候補者のある場合には地方長官に指名選択権を認める(三条)、前首長の息子や兄弟、品行方正な者、読み書き計算のできる者を優先する(四条)、不適格者が選出された場合は承認せず、郡長、監督官、レノントの三者から提出させる三名から成る推薦者リストより理事がデサ首長を任命するなどの内容を含んでおり、東インド評議会は R. R. 七一条、一八五五年総督命令の精神に反するであろう理由でこれを受理しなかった。詳くは H. N. K., p. 10~p. 11 を参照。

⑬ スルフによれば、この段階では地域により有権者の資格は様々であった。即ち、西ジャワ、バゲレント、バニユマスの多くのデサ、ケドゥ

ー全域では、自分の家を持つ成人男子全員、ケンドル県を除くスマラン、マディウン、クディリ、バスルアン、プロボリンゴ、ブスキ及びマヅラでは、ほぼ全デサで老齢者と未成年者を除いた男子全員、マランとブレニスでは庭地占有者のみ、それ以外の地域では水田占有者もしくは共同占有水田持分保有の権利を持つ者に限定され、最後の条件はマディウン、バスルアンでも若干のデサで適用された。また、ブカロンガンでは、水田持分を保有する未亡人にも投票権が認められた。以上は L. W. C. van den Berg, "Het Inlandsche Gemeentewzen op Java en Madoera" (*Bijdragen tot Taal-, Land- en Volkenkunde van Nederlandsch-Indië*, vol. 52, 1901), p. 32 を参照。

⑭ P. H. Kleinjans, *Statisinstellingen van Nederlandsch-Indië*, vol. 2, 1929, Amsterdam, p. 209.

⑮ H. N. K., p. 38.

⑯ 報告書を提出したのは、バンテン、タラワン(ブルウカカルタ監督官)、パタビア(理事)、バイテンゾルフ監督官)、ブリアンゲル(チハル監督官)、チルボン(フルンゾルフ監督官)、テガル(モガ監督官)、スマラン(サラティカ副理事)、レンバン(トゥバン監督官)、ボジョネウロ(監督官)、スラバヤ(モジョケルト監督官)、スラバヤ監督官)、バスルアン(タラティ監督官)、バンギル副理事)、プロボリンゴ(タラカ監督官)、ブスキ(バニユロキ副理事)、バニユマス(理事)、マディウン(ポノロキ副理事)、クディリ(理事)、ブリタル副理事)、マツラ(理事)、バンカラン副理事、サンバン監督官)であり、これらの内容の一部は H. N. K., p. 19~p. 32 に収録されている。

⑰ この点、*Koloniaal Verslag*, 1892, p. 64 に「*de wet*」の規定の実施に関して述べられた見解は、全般に好意的なものではなかった」と指摘されるが、このことは、内務官僚らの一八七一年選挙法批判が大きな広がりを持ち、オランダ本國議会にも充分に伝わっていた

うことを示してゐる。

⑭ 以上の詳細は、H. N. K., p. 32~p. 34 を参照。

⑮ これは恐らく、当時、選挙集會に住民のかんりの部分が欠席するケースが見られたことに對する対応であらう。このことについては、

第二章 選挙法導入の實際

前章で検討した選挙法は、本来、ジャワ・マツラのオランダ直轄支配地域全域に同時に施行されるべきものであったが、實際の適用状況は決してそうではなかった。以下、先ずこの点を、データーの得られた限り地域毎に見てゆくことにしよう。

最初に選挙法施行時期を明示したデーターが得られた地域をあげよう。バンテンでは、一八四四年にブイソ理事の手で全州に導入された。ここでは、それまではスルタン統治下ではスルタンや封地領主 (eparage holder) の任命、スルタン統治廃止後はオランダ官吏が村の長老や原住民行政官の推薦に基づいて任命していたといふ。①
バタビアのバイテンゾルフ県ブルブルでは、私領地廃止 (一八六三年) に伴ない、一八六六年一月二六日の政庁命令 No. 6 で選挙制導入が行なわれた。②
次にブリアンゲルでは、従来、一八四〇年までは郡長の任命、それ以降は郡長がレヘントに推薦し、レヘントが理事の承認を受けて任命し、この際、世襲権に留意していた。選挙制の導入の試みは一八五一年から開始されたが幾度か失敗に終り、ようやく六四年にスメダン、リンバンガン両県で成功、翌年から全州で困難なく実施されることになった。③
スマラン州デマック県の場合は、一八三四年八月二三日付総督代理 J. C. バウトの植民相宛書簡の中に「レヘントは、イギリス統治時代にここに導入されたデサ首長の自由な選挙を、良しくないことだと考へている。それは、現在、一般に政庁よりも住民の側に依存し、治安維持に充分には役立たないような多数の下級首長が存在する」とある。④
⑤とあるように、例外的に早くイギリス時代に実施された選挙が少くとも一八三〇年代前半までは存続していた。しかし、同州サラ

Ch. F. Bodemeijer, "Tets over de Palladium-Fictie en de Huidige Kiesregeling der Dessoornden op Java en Madoera" (T. B. B., vol. 23, 1902), p. 221 を参照。

ティガ県については、これとは逆に、副理事 G. J. P. ヴァレットの九〇年報告によれば選挙が一般化したのは一八七八年以降のことであるという。彼が、一八三〇年代、四〇年代以来、長期にわたって在職しつづけているデサ首長から聴取ったところによると、ジャワ戦争以前には「慣習法には、政庁が一八七八年に導入したようなデサ選挙は見られず、彼らや同年代の者はみな、当時、ロンゴ (longo) 即ちレヘントによって任命され、その職に就いていた父やおじの後を襲うのが一般的であった」といい、ジャワ戦争後、こうして選ばれた首長は理事から任命証を与えられるようになったという^⑤。次に、ジャワ戦争後に直轄支配地化したバニユマス州について見よう。ここでは、一八六五年一月一六日の理事報告 No. 159/1によると、「一八三一年の政庁によるこの地方の接收後もなお長い間、デサ首長の任命に関して(王侯領の)旧慣が適用されてきた。彼らは郡長の手で、時には住民の求めにより、あるいは住民と協議した後、しかし、たいいていの場合はその頭ごしに、普通はそのデサの住民から、しかし時にはまた別のデサからも選ばれ、レヘントが任命し理事が承認した。」とあり、デサ首長が地税の引上げに反対を表明するような場合には首のすげ変えすらしは行なわれていたが、以上のような状況はこの理事が同州勤務を止めた一八四六年にも見られたと描写される。同報告は、更に「現在では、それがいつからかを私は迎えることはできない、恐らくは新しい統治憲章が施行された一八五五年以降のことだろうが、この州においても、デサ住民自身が彼らの首長を選出する権利を持つという規定が実施されている。その場合、一八一九年一月八日公布の法 (Sub. no. 13) に含まれる諸規定に従っている」が、二条の定期選挙や、四条の承認拒否の場合の総督への通告は守られていないと指摘している^⑥。このように、この報告では P. P. を導入のきっかけと見ているが、E. P. III, P. 272 では、同州チラチャップ県では住民選挙の一般化は一八六五年以来のことである、プルバリンガ県では一八六二年以来であると記している。最後はマツラである。ここでは、各地の領主による自治の廃止——パマカサン一八五三年、スメネブ一八七九年、バンカラ一八八二年——を待って、それぞれ一八五八年、一八八三年、一八八五年に住民選挙が導入された^⑦。

以上に掲げた地域以外に関しては、導入時期を直接的に示したデータはないので、より間接的な記事によって推測する他はない。先ずチルボンについては、同州理事の一八六四年一〇月二十九日付書簡 No. 3259 に、一八一九年選挙法は二条と四条を除けば厳格に実施されている、「何らかの理由でデサ首長職が空席になった場合、公共労役義務を有する住民は常に郡長宅へ召集され、そこでレヘントと監督官が首長の選出を行なうことを通告する」と述べているので、既にこの時期には一般化していたと思われる。かつてこの州の理事であった S. C. H. ネーデルブルフも、一八七七年の論文において、選挙が古来のものかオランダ政府の導入したものかはともかく、かなりよく行なわれていると述べている。^⑩ 東隣のテガルについては、理事の五八年報告に「デサ首長から退任申し出があった場合、それが老齢や病気を理由としたものであれば息子が後を襲う」ことが慣例と述べられるが、同時にデサ首長選挙の際には陰謀がめぐらされ「もしデサ首長が住民に義務を課すならば、デサ住民は別のそれを強く要求しない者がかわりに現れることを期待するということが、少なからずある」とも述べられるので、この段階でかなり行なわれていたと判断されよう。また、ブカロンガンでも理事の五八年報告が、テガルの場合と同じような内容の陰謀が見られることを理由に「自由選挙権を強調しすぎるとは統治原則と政府にとって有害なので、地方行政首長がそうした事態を防ぐ権限を持つことが、あらゆる点からみて必要になってきている」と、選挙権制限の必要性を訴えており、やはりこの時期には選挙がかなり行なわれていたようである。この点は、ジャバラでも同様である。理事の五八年報告は、選挙での最高得票者が不適格と見なされる場合には再選挙を命じることができ、更にそれでもなお承認できぬような者が選ばれるなら理事が、場合によっては他デサの者をも指名する権限を有するような内容の選挙規則が、デサ首長選挙の継続のためには必要だとの見解を提出している。^⑪

内陸部のケドゥーでは、五八年報告によるとデサ首長選挙は既に実施されており、この際、不適格者や性格の悪い者、年齢の若すぎる者や老けすぎの者、アヘン常習者は候補者にしてはならぬこと、逆に読み書きのできる者を優先することが住民に申しわたされているといわれ、^⑫ かなりの定着ぶりが窺われる。南岸に接するバゲレンでは、E. R. III, p. 272 に

「一八六八年においてもなお、レヘントに指名された首長がいる。これは我々の統治になった当初には普通であった。後になって初めて住民による選挙が行なわれた。この場合、息子もしくはそれに次ぐ者が継承するという慣行が維持された。」とあり、正確な導入時期は不明だが、*H. N.* 調査段階ではかなり広まっていたと思われる。

次に東ジャワ諸地域を見よう。先ず南部のマディウン州パチタン県では、一八三八年、副理事に対して、今後、一八一九年選挙法の規定に従い、住民にその規定を周知徹底させるようにという指示が出されているので、これ以降に選挙制の導入が始まったと思われる。その後、選挙制がこの地域で広まっていたことは、同県副理事の五八年報告に、監督官や副理事は「住民に対しても行政に対しても責任を全うできないデサ首長が選出され任命されるという、しばしば発生する事態を防止し、着実で良質なデサ首長の選出のため充分な影響力を行使することが望ましい」と述べられていることから窺われる。クディリでは、一八三三年九月一二日付決定 *h. o. h.* により、州理事は「州内のデサ首長は、今後、理事の承認のもとに住民によって選挙させること」及び、デサ首長に対し任命証書を交付することの権限を与えられたことから、この時期以降に選挙制導入が行なわれたと考えられる。理事の五八年報告によれば、小規模デサでは適当な候補者がいないから選挙権の制限が必要である、この場合、レヘントと監督官が推薦し理事が任命することが可能になるような規定が必要であると述べられ、この時期にはかなり一般化していたと推測される。

次に、当時はレンバン州に属したボジョネゴロ県では、*E. R.*, *III*, p. 272 によれば、選挙の際に適当な候補者が出なかったため郡長が推薦して任命を行なったケースがしばしばあったと述べられ、一八六八年の調査時にも、選挙制は実施されていたが充分には定着していなかったようである。しかし、同県監督官の九〇年報告には買収など選挙に伴う様々な問題点が指摘されており、その後次第に一般化したと思われる。スラバヤ州北部のグリセ、シダヌについては、*E. R.*, *III*, p. 273 は、「以前にはいつも住民選挙が行なわれていたが、原住民政の手荒い権力濫用がなされた結果、選挙は阻げられたり消滅した。しかし、調査時には何年か前から行なわれていた。」と述べ、更に註(f)にシダヌ県ウジュンパンカ

村の老首長からの聴取りとして、次のような興味深い話を載せている。「最も早い時期から、我々自身の手で我々のデサ首長を選んで来た。当時は、選挙の際に複数の候補者が立つことはなかった。選挙が行なわれると郡長に通報され、郡長はトゥメンゴンに通報する。それによって、選挙された者は承認された。一八二〇年以来、選挙に多数の候補者が立つようになった。この場合、郡長がやって来るとそれぞれの候補者が彼をもてなした。郡長にとり入った者が、最高得票でなくとも任命された。……私自身、首長となるために *ᠬᠠᠭᠤ* を郡長に渡さねばならなかった。」この聴取りデータの解釈は微妙なところであるが、筆者は、一八二〇年に、一八一九年選挙法が適用され立候補に制限のないことが明示された結果、従来の原理と異って多数の候補者が立つようになった、しかし、同時にそれは上級権力による介入の強化を招いたと考えられている。そして、この結果、選挙そのものが形骸化するに至ったが、恐らくは *ᠮᠤᠮᠤ* の施行を契機として再び行なわれるようになったと思われる。同州南部に關しても、E. R., III, p. 273 の記述によれば住民選挙は行なわれているようであるが、一八七九年〜一八八三年に実施されたシドアルジ *ᠰᠢᠳᠠᠷᠵᠢ* 県の沼田のあるデサの慣習法調査では「ルラーの任免は上級権力の命令に従って行なわれる。デサ首長は、その任命が認められた時点でデサ首長として公認され、その解任状が手渡された時点で退職したと見なされる。」とあり、必ずしも自由な選出が定着していたようではないようである。ベルフの一九〇一年の論文も、スラバヤでは一八一九年の後もなお老年、村落首長はレヘントによって任命され、現在に至っても住民は選挙権を重視していないと述べている。^②

最後に、東端地方のバスルアン、プロボリンゴについては不詳だが、ブスキに關しては五八年報告が、この地方ではデサ首長選挙は古くから行なわれてきたが、長年忠実に勤めてきたデサ首長が引退した時などは選挙を行なわずに息子などが後を襲い、人々はそれに満足していると指摘しており、この段階で選挙が既に導入されていると思われる。もっとも、E. R., III, p. 273 によれば、郡長が指名したケースも残っている。

以上のように、選挙制度の導入の事情を語ってくれるデータは散発的であり、不明の点が多いのであるが、少くとも

次のような特徴をあげることが可能であろう。第一に、一般的に言って選挙法の実際の適用は、内藤氏の指摘のようになり遅い時期であるということである。したがって、その定着もなかなか進まず、恐らくは一九世紀の後半期に入って徐々に一般化していったと思われる。第二は、このようにして導入された住民選挙には、多くの点で一八一九年選挙法の規定通りでない点が見られたことである。定期選挙は実施されていなかったようであるし、承認拒否の場合の総督への通告義務も守られていなかったようだ。更に、上級権力が選挙に際して候補者資格に制限を付けたり、あるいは「世襲原理」によって選挙を実施しないケースも見られた。第三に、「自由選挙」の大原則が守られたと思われるところでは、「不適格者の選出」や「陰謀」といった地方官にとって坐視すべからざる事態が発生し、選挙は「 P 」が意図したような「原住民啓発の手段」とは程遠いものであったということである。これらのうち、第三点については次章で詳述することにし、ここでは第一、第二の点、即ちなぜ一八一九年選挙法の導入はスムーズでなかったのかということ、今少し述べてみたい。

筆者も、この原因の一つは、内藤氏の指摘の通りに強制栽培制度に求められると思う。 P 、 P 第二次法案解釈は、そのメカニズムを次のように述べている。「デサ首長の選挙は、現在、その共同体の住民によって行なわれるが、実際は、極めてしばしば、レヘントや理事がこれらの首長を指名している。この場合、これらの上級官吏が行使する影響力は、先の報告でも既に指摘したように、地税の引上げを手伝ったり、住民の福祉に役立つより以上に大量の政府栽培を課したりするような柔順な村落首長を登場させたいという願望と、しばしば関連が深い。しかし、地税引上げや栽培の成果を増やすことは、たいていの場合、レヘントや理事の評価や個人的利益と一致している。」^②要するに、この制度のもと、地方官は勤務成績を上げることによって自らの評価を高めるべく、増税と生産物供出量引上げに同意する者をデサ首長に指名しているのである。したがって先に見たバニユマスの例の如く、地税引上げに反対するデサ首長は免職されねばならなかった。このような首のすげかえは、一八五一年九月に総督に提出された栽培長官スヒッフの「地税制度改正に関する覚書」によ

れば、政庁直轄地で従来その職を世襲してきた村落首長の死にも達したという。^②このような状況がある限り、地方官吏が一八一九年選挙法の規定を積極的に適用しようとすることはありえないことであつた。それは、恐らく、R. R. による「自由選挙」の統治原理としての宣言と、強制栽培制度の廃止を待たねばならなかつたのである。

しかし、ともかくも、「自由選挙」はそれ以降、次第に定着していった。それでは、それは実際にはどのように実施され、如何なる問題をはらんでいたのであろうか。以下、章を改めてそれを検討し、選挙が住民にとってどのようなものであつたかを考察したい。

- ① 以下の諸地域は、選挙法適用対象から外されてきた。即ち、シヨウジャカルタ、ヌラカルタの王侯領 (Kerajaan) は、一九一〇年代の村落制度再編以後に村落首長は選挙制となつた。私領地 (perdikan desa) などの免税村である。免税村については、一八三六年五月二四日付総督決定 no. 12 により、この制度に変更を加えないこと、これを管轄する当局は「現職の首長が死去の場合、空席を直ちに埋めるべく指名を行ない、先ず死去した者の息子またはそれ以外の子孫から選ひ、これら該当事者が不在の場合には、これに次ぐ血縁者または最も地位の高いイスラム教師から選ばん」と (H. N., p. 198a) が指示されて以來、世襲原理に基づいた上級権力任命という在来の慣行が定式化された。一八七八年選挙法一三条、及びその部分的改正である一八九七年選挙法 (Sib. no. 272) 一三条では総督一九〇七年選挙法一六条二項では理事が任命権者であると規定されている。また、ジャワ戦争終結後にオランダ直轄領に組み込まれた地域 (バニユマス、バゲレン、マディウン、クディリ) や、一八五〇年代までスルタン統治が存続したマツラなどでは、選挙法の導入開始はそれ以降の時期である。
- ② E. R., III, p. 271.
- ③ Berg, op. cit., p. 35.
- ④ E. R., III, p. 271, Berg, op. cit., p. 35, H. N., p. 198, H. N. K., p. 7 を参照。
- ⑤ L. S., II, p. 688, H. N., p. 198, H. N. K., p. 5.
- ⑥ H. N. K., p. 23~p. 24.
- ⑦ H. N., p. 206~p. 207.
- ⑧ H. N., p. 199.
- ⑨ H. N., p. 206.
- ⑩ S. C. H. Netherburg, "Het dassabestuur op Java, zijne gebreken en de middelen tot verbetering" (Tijdschrift van Nederlandisch-Indië, 1877, vol. 1), p. 443. なお、ネーデルブルンによれば、この選挙は八日前に周知された日に、監督官とレヘント補佐もしくは郡長の臨席のもと、デサで実施し、以前のようにレヘントや郡長の自宅へ行なうことはないが、それは有権者の便利と原任官吏の影響力行使を避けることを考へてのことだといふ。選挙方法は、投票ではなく口頭によるものであり、過半数の支持を得ることが当選要件、それに満たぬ場合には同じ日に上位二名から同じ方法によって決められる。このように、ここには既に一八七八年選挙法とはほぼ同様の選出方法が採られてゐる。

- ① H. N. K., p. 8.
 ② H. N. K., p. 8~p. 9.
 ③ H. N. K., p. 9.
 ④ H. N. K., p. 8.
 ⑤ L. S., III, p. 94, H. N. K., p. 6.
 ⑥ H. N. K., p. 9.
 ⑦ L. S., II, p. 593, H. N., p. 198.
 ⑧ H. N. K., p. 9.
 ⑨ H. N. K., p. 24~p. 25.
 ⑩ "Proeve van beschreven desa-adats" (I. G., 1891 II), p. 1907.
 ⑪ Berg, op. cit., p. 37. ただし、一八六一年四月二日付のスマラヤ州理事 Van Rees の書簡 no. 3407 (Nota over het Ambtelijk Landbezit van Inlandsche Ambtenaren in de Gouvernementslanden op Java en Madoera, 1904, Batavia, p. 36 に引用) では、村落首長は共同体構成員によつて選挙されると述べられており、この点については更に検討が必要である。
 ⑫ H. N. K., p. 9.
 ⑬ この点については、一八二二年からジャワで植民地官僚として勤務していたブルが、バスマラン理事時代の一八六四年一〇月四日に書いた

第三章 オランダ選挙法下におけるデサ首長選挙の実情

デサ首長選挙の実際の様子を具体的に述べた記録はいくつかあるが、ここでは、(A)ケドゥー州トゥマングン県のレヘント R. M. J. チョクロ・アディクスモが一八〇七年二月二日に記したもの(一八七八年選挙法に基づくもの)と、(B) : Oost en West" 誌一九一五年三月一日号に載せられたクディリ州での選挙の事情に関する記事(一九〇七年選挙法に基づくもの)

た書簡 no. 4451 2/1 の中で「毎年の定期的な退任と新しいデサ首長の選出について、私は決して見たことも聞いたこともない。もしこの規則がかつて存在し、なお存在するのであれば、村人はその慣行が与える権利とは別の理由をあげないでも村長の解任を充分に要求できるはずだが、そうしたケースを私は全く知らない。」と述べている。更に彼は、監督官として就任したばかりの頃の自分の経験として「選挙を空席が生じ次第直ちに実施させたことも述べている。詳しくは H. N., p. 206 を参照。

⑭ H. N. K., bijl. A, p. 39.

⑮ S. D. Schiff, "Nota over de Herziening van het landelijk stelsel, ingedende aan den gouverneur-geneaal Duijmer van Twist, in September 1852" (L. S., III, bijl. D) p. 327. 同様の内容は、スマラヤ州理事ブルも、註⑫に引いた書簡の中で指摘している。それによると、従来、強制栽培制度のために増加した業務の遂行がうまくできない村落首長にはムチ打ちなどの重い刑罰が課されていたが、一八四二年にこれが禁止になり、これ以降は解任することが手軽に適用されるようになり、古い家柄の首長のほとんどすべてが村落行政から消えてしまったという。詳しくは H. N., p. 231 を参照。

の)を紹介しよう。

(A) 「私が見聞したところでは、デサ首長選挙は実施されているところでは以下のようなのである。

選挙管理委員会は有権者を調査して非有権者から区別し、また委員長はデサ首長に立候補したい者は誰かと直接尋ねる。これらの人達は、他の人々とは別の場所に移される。各候補者 (Candidate) はそれぞれ離れて坐り、名前や、候補者として必要なその他の事柄の記録がつけられる。それが終ると、委員会は有権者に一人づつ、候補者の中の誰をデサ首長に選びたいかという希望を尋ね、その候補者の前か後に坐らせる。一人づつ尋ねずに、全員に対して一度に尋ねる委員会もある。有権者は直ぐに全員が起立し、各々が好む候補者の後か前かに行つて坐る。私はしばしば、初めはA候補のところへ坐り、直ぐにB候補のところへ移り、また直ぐにC候補のところへ移り、時にはまたA候補やB候補のところへ戻る者がいることを目にした。このように、有権者がその選択に迷っていることは全く明らかである。プリアイや警察官 (Pai) 達の有権者は、一番後で投票するのが普通である。彼らは、誰のところにも有権者が最も多く集まっているかを見た上でそこに投票するにすぎない。女性や子供の選択の仕方については、ジャワ語で "belo anoot" (子馬は郡長に従う) と言うようなものだ。有権者の全員が坐り終る、つまり投票が確定した後、委員会は直ちに各候補者が何人の有権者によって選ばれたかを数え、直ぐに報告書を作成する。」

(B) 「デサ首長選挙。もう幾度となくこの点については書かれ、その際に行なわれる不道徳な行為に対する抗議がなされてきた。『しかし、私はなお、私の住んでいる地域での事態について語りたい。』このように『パンチャラン・ワルタ誌』の中で『ショウウエル』と自称する者が書いている。彼は続けて次のように書いている。何故に、こうした不道徳な状態はなくなるのか。我々は今、社会の発展と改革の流れの中に生きていけるのではなかったのか。クデイリ州のある所で、少し前にデサ首長の空席が生じた。その選挙は直ぐには命じられなかった。なぜならデサ首長は重い病いの床にあり、その職はカミトゥワが代行していたからだ。この時、そのデサでは無秩序な状態がかなり広がっていた。各々が、住民との誼を保とうとした。牛や家が売られ、水田が企業へ貸し出されたが、これらすべては、ただ、来たるべき選挙に費さねばならぬ現金を手に入れるために行なわれた。デサ首長職に就きたいと考えている者は一人や二人ではなく、一〇〜一五人、時にはそれ以上であった。そして、これらの人々は皆、最高得票を集めようとベストをつ

くした。

候補者はジャワ語で *“dago”* (團龜) と呼ばれる。選挙前の夕方という夕方は、彼らは有権者を招いて一緒に飲み食いし、その晩を更に楽しく過すのだが、それは彼らの票を獲得するためである。有権者は手厚いもてなしを受けるだけでなく、家へ帰る時におまけとして現金さえ手にする。貧乏な者はそれぞれ *“1”*、多少とも裕福な者は *“1.5”*、裕福な者は一人あたり *“2.5”* であるが、その人が重要人物である場合には *“5”* に達することもある。

読者諸氏は、なぜ裕福な者が貧乏な者よりもたくさん受け取るか疑問に思うだろう。それは、後者の言葉や約束は、ほとんど信用できないからだ。たいていの者は、ある晩はAと、次の晩はB、更に別の晩はCと過ごし、投票日には一番多く金をくれ最上のもてなしをしてくれた候補者に投票するのである。このため、しばしば、選挙後にこうした行為が明るみに出て、紛争が発生する。これが、ジャゴ達がこの種の有権者にはあまり多くの金を使わないことの理由の一つである。選挙当日、有権者は自分の選んだジャゴの後に坐る。最高票を得た者が選ばれるのだが、それがいつも最適で最も有能かつ信頼のおける者であるとは限らない。」

(A)は選挙の具体的な方法、(B)は候補者達の集票活動の様子を述べたものであるが、この二つの記述から明らかにする選挙の実際の特徴は次のようである。第一は、有権者が、誰をデサ首長にすべきかという明確な意志を持っていないということである。このことは、選挙法の施行にもかかわらず、この時期になってもなお、住民の間で「自由選挙」それ自体が充分には理解されていなかったことの反映であろう。ハッセルマンは、バニユマスでの一九世紀末の選挙を例にして、「有権者は、新しいデサ首長を選ばねばならないということなど思いもつかず、選挙管理委員会(監督官及び郡長)が、人々が今行使しつつある古来の権利の性質と範囲についてのあらゆる説明を行ない、その際、遺憾なことであるがどれかの党派に投票することを求めても、お定まりの“soemnggo mawon sakersaniper negarie”『御上の御望みのままにいたします』という答えしか返ってこない。」^④と、この点について指摘している。第二は、この選挙のやり方では誰が誰を支持したかが明らかになり、アディクスモが「私は有権者が必ずしも全員、自分の意志に基づいて選挙しているとは限ら

ないと思う」と述べられるように、有権者の選択に様々な圧力が加えられる可能性があった。第三は、上の二つの点とも関連して、(B)に述べられる如き一種の「腐敗」が発生することである。

このような事態は、どの程度に一般的なものであったのであろうか。また、植民地権力はそれに対してどのような評価を与えていたのであろうか。以下、その点を九〇年報告と、二〇世紀初頭の M. W. E. 調査などを主要な手がかりとして検討し、これを通して選挙がデサ社会において有した意味を考えてみることにしたい。

M. W. E. 155 には、「デサ首長の現行任命方式の利点と欠点は何か」という問いに対する解答が載せられている。先ず、利点としては様々な点があげられているが、それらはおよそ(1)上級権力任命の場合に生じる陰謀や不正が防止できること、(2)村の事情に良く通じた者が選ばれ、上級権力任命の場合よりも住民の信頼が厚いという二点に集約される。これだけであれば一八七八年選挙法は理想的に機能していたかのように思われるが、実は M. W. E. 155 にはそれ以上に欠点の指摘の記述の方が圧倒的に多く、利点は何もないとする県 (adeling) 報告も少なからず見られる。また、九〇年報告は先にも触れたように専ら問題点の指摘に終始している。

今、これらの多岐にわたる問題点を整理するならば、(1)不正選挙の横行という選挙方法にかかわる問題と、(2)選出されたデサ首長の多くが「不適格者」であるという、デサ首長の質にかかわる問題の二点に大別することができる。以下、この二つの問題を具体的にみてゆくことにしよう。

前者について最も多く指摘されるのは、買収の横行である。M. W. E. 155 では、ほぼ半数の県報告がこれを挙げていゝる。例えば、(A)と同じ地域であるケドゥー州トゥマングン県報告は、「充分に適当な候補者のいるデサにおいてさえ、票の買収により、一週間前にはまだ有権者の誰れもが知らなかった遠方出身の者が選ばれる。買収資金を失ってしまつて敗れた候補者達は、激怒する。選ばれた候補者は、自分の金の一部または全てを使ってしまい、しばしば中国人から多額の借金をしているので、貧乏で信用に欠ける者として首長職に就くのである。一九〇一〜一九〇三年にデサの統合の結果数

多くの選挙が実施されたが、その後には官吏達の耳に届いたところでは、選出された者の多くが「1000〜1500もの金額を費したという。」と述べている。^⑦ またチルボン州プルボン県監督官は、特に米の端境期には、気まえよく米を貸したり与えたりすることが、票集めに大きな効果を及ぼすと指摘している。^⑧ そしてプロボリングゴ県の監督官は、「買収がデサ首長選挙の際に第一義的な役割を果すことは、周知のことである」とさえ述べる。^⑨

(B)に述べられた饗応についても、M. W. E., 155 ポジ『ネロロ県報告』には、「選挙前には怠惰の風が広がり、有権者は支持を取り付けたい立候補者のもてなしを受ける。客のために、きょうは水牛が、明日は牛が屠られ、最上のもてなしとしてアヘンがふるまわれるのだ。」と同様の内容の記事があり、パスルアン州グラティ郡の監督官の九〇年報告では、選挙前夜のスラムタン、踊り子を呼んでの催しに招かれいくらかの心付けをもらうことが、有権者が初めて支持を決めることにつながるのだと指摘される。^⑩

このように、当選するためには多額の出費が必要であった。したがって、このような形で当選した新首長は、しばしば「その選挙に費した費用を、直ぐにそれ以上にして住民から取り立てる」ことで埋め合わせしようとした。^⑪ 筆者は前稿においてデサ首長の不正の横行を指摘したが、その背景にはこのような事情もあったと考えられるのである。

不正集票手段は、こうした買収・饗応にとどまったわけではない。ケドゥー州クブメン県の例では、例えば「何年間かは人々の人头税を自分が負担してやるとか、パンチェン労役を要求はしない」といったようなできもしない空約束を掲げたりするという。^⑫ しかし、このようにして当選したデサ首長は、結局、これに縛られて住民を統御できず、しばしば不適格者として罷免されることになるのである。^⑬ 更にまた、グロボガン県での例に「デサ首長選挙の際、バジンガン Badjangan (悪漢) が大きな役割を果し、有権者の選択に圧力をかける。彼らは、選挙支援のために候補者に雇われるのだ。」^⑭ とあるように、時には脅しをかけて票集めを進めることも見られた。

さて、それではデサ首長選挙に立候補し、以上に述べたような選挙運動を展開するのはどのような人達であり、それは

何のためであったのであろうか。これについては、サンパン県監督官の九〇年報告が、「デサの住民の大半は、誰がデサ首長であるかということについてはむしろ無関心である。しばしば互いに鋭く対立する党派をつくり候補者を立てるのは、たいてい若干のデサの有力者だけである。」と述べているのが示唆的である。また、M. W. E. 155 のガル州報告も、陰謀によって選ばれた首長は、たいていデサ内の特定党派と関係していると指摘している。つまり、彼らのバックにはデサ内有力者間の党派対立があったと考えられるのである。

こうした対立が如何に激しいものであったかは、選挙後に次のような事態が発生したことから窺われよう。「選挙はデサ内に軋轢をもたらす。なぜなら、二人以上の立候補のある場合、後にしばしば各党派間で乱闘や殺人が発生する。」「中部ジャワではしばしばデサ首長選挙の結果、一連の家屋への放火、時には政庁所有物である橋などの毀損が発生する。」「これらはブティンギに治安維持の負担をかけさせるためである。そして、時々、同じ理由で蔗園への放火が行なわれる。」「感情の高ぶりや告発、反対派に属するデサ役人の解任、長年にわたる多数のデサ住民どうしの反目が続く。」「敗北したデサ首長候補は財産をなくし貧しくなり、悪意と敵愾心から、新デサ首長に様々な方法でダメージを与えようと努め、あらゆるデサ内治安問題を誘発させて解任に追い込もうとするが、これらは放火や殺人に至ることも稀ではない。」

こうした選挙をめぐる不正は、主としてデサ首長職にかなりの収入が伴うデサに多かったと思われる。M. W. E. 155, Kadoe のクブメン県報告は、この点を「これらの欠点は、主としてその職に充分な広さの土地占有が付随しているデサの首長選挙の際にだけ見られる」と指摘し、またバンテンに関する九〇年報告も、この地域には収入の少ないデサ首長と多いデサ首長の二種類があるが、前者の場合、人々は選挙にあまり関心を示さない、ところが後者の場合は、陰謀を企てる人々がおり熱心に票集めを行なうと述べている。同じくテガル州モガの監督官の九〇年報告も、相対的に貧しく首長の収入も少ないと考えられる山間部のデサでは、陰謀が企てられることは少ないと報告している。こうしてみると、不正選挙の背景には、デサ首長職に付随した特権と収入をめぐるヘゲモニー争いがあったといえよう。

もちろん、オランダ当局はこうした状況を手をこまねいて見ていたわけではない。当時、選挙前夜に警官や他デサ首長が村内を巡回して、立候補者の變応のための集まりを阻止しようと試みたりすることもあったが、最も有効な対策として導入されたのは秘密投票方式であった。九〇年報告にはこれについての言及は全くなく、M. W. E. 155でもマディウン州シガウィ県の二つの郡に関して実施されているという記述があるにすぎないので、おそらくこの方式はこの頃から始まったと考えられる。その具体的な内容については、先に紹介したチョクロ・アディクスモの記述(A)が、一九〇七年一月五日、二九日にトゥマングン県ブトゥ村、チャンプルサリエ村で実際に行なわれたものについて詳細に述べているので、以下、これによりその概略を記しておく。

ここでは、各候補者は厚紙製の色の異なるカードを胸にぶら下げて、胸の高さ程の覆いの向う側に坐っている。覆いの手前には、それぞれの候補者のカードと同色のカードを付けた竹製の投票筒が、候補者数だけ置いてあり、その前には選挙管理委員会が坐っている。有権者は一人づつ呼ばれ、細い竹かヤシの葉柄でできた投票楊枝を渡され、覆い越しに候補者を見て、自分の投票したい候補者と同色のカードの筒へそれを投ずるのである。こうすることによって、候補者からは誰が誰に投票したかはわからず、投票の秘密が保たれるというものであった。

この方式は、これ以降、かなり広汎に採用されたようであるが、その効果については評価が分れており不詳である。さて、第二の「不適格者」選出の問題の検討に移ろう。「不適格者」の内容は様々であり、文盲なので徴税分野でデサ書記の仕事が監督できない者、他所者、村で恐れられているならず者、犯罪歴のある者、以前に罷免されたデサ首長などがあげられているが、九〇年報告や M. W. E. 155 が最も深刻に問題にしているのは、住民が能力のない者をわざと選出するという点である。この点について、以下、いくつかの例を示して考えてみよう。

(I) 「大きな欠点は、しばしば、全く自立性に欠ける者がデサ首長になることである。彼らは、若干の影響力を有する富裕な住民とつながっている。確かに、この種のデサ首長も時が経てば次第にこの富裕者に反抗し、自分の意志を主張するようになることもある

が、それは例外的である。」(スカブミ県)^②

(II) 「支配党派が意志の弱い者を当選させることができる、それを道具として利用できる」(バスルン県)^③

(III) 「しばしば弱い者がデサ首長に選出され、このことにより行政は彼の背後に隠れている若干の人々の手に握られる」(パティ県)^④

以上の三例は、いずれもデサ内の特定勢力が弱い者をわざとデサ首長に選出、それを背後で操ることによって自らの利益を計ろうとしたものと考えられる。先に見た党争、不正選挙の延長線上に位置づけられよう。これに対して、次に掲げる諸例はやや性格を異にするものである。

(IV) 「人々は、滅多に勤勉で有能な者を選ぼうとはしない。そうではなく、たいてい、鈍く怠け者で、とりわけ言いなりになりやすい者を選ぼうとする。このような者は、人々にとって煩わしさが少ないのである。彼らは、公共労役や栽培労役、デサ労役が軽くなるだろうと考える。このような者が秩序の乱れや清潔でないことを問題にしないということはかなり確実で、庭地の清掃、垣根の修理、デサ内の清潔、安全、秩序に留意することなど、原住民の多くが自分の仕事以外のこととして行なっている仕事に、いつも人々を駆り立てたりはしない。このような首長の行政下では、デサの状態は直ぐに悪くなり、だから行政官吏はこの首長を長く職にとどまらせることができなくなり、彼は免職されることになる。新たな選挙が行なわれるが、この際にも、住民は可能ならば、なお一層怠け者で鈍く、使えないものにならない者を選出するのである。」(フリアンゲル州チベベル郡)^⑤

(V) 「住民は意志の弱い行政だけを良いものと見なすのが普通である。行政によって当面何も課されないか、ほんの少ししか課されることがない時だけ、彼らは満足するのである。後にこうしたやり方の苦い結果が出るということなど、彼らには思いも及ばないし全く無関心なのである。」(バニウワンギ県)^⑥

(VI) 「住民は時々、かかしのような首長を選出し、それによって極めて大きな、時には完全な行動の自由を享受する」(バニユマス県)^⑦

(VII) 「最も多く(の買収額)を払った者に、彼がしっかりとった性格でないならば、選出されるチャンスが最も多い。……なぜなら、有権者はこのような(しっかりとった)者に期待することは何もないからだ。彼は負担をかけるだけである。だから、適切な者がデサ首長に選ばれないのは、全く当然のことなのである。このことはデサ内で良く知られている。それゆえ、デサ首長になりたいと思っ

ているデサ役人達は、下手に出ることによって住民が自分に投票してくれるよう、ベストを尽くすのである。」（プロラ県）

同様の内容を持つ記述は他地域についても見られるが、これらからも共通して読み取れることは、一般の住民が選挙に関心を持ち、積極的に意志のしっかりしていないデサ首長を選出することによって、自分達に課せられる諸負担からできるだけ逃れようとしていることである。そのような志向が強かったことは(Ⅳ)の記述から明らかであり、それゆえ(Ⅶ)に示されるようにデサ内有力者達もそれを無視はしえないのであった。また、先に触れた空約束を掲げて選挙に臨む候補者の例も、このような状況に対応した行動であったと解釈できるのである。

以上、一九世紀末～二〇世紀初の時期におけるデサ首長選挙の実情の一端を見てきたのであるが、それがそのような限り、選挙がデサ社会において持つ意味は次のようであろう。先ず、デサ内有力者層にとっては、それは権力闘争の場であった。如何にしてデサ首長職を手に入れ、それに付随した大きな収入と権力を確保するかということが、彼らの最大の関心事であった。他方、一般の住民にとっては、そのような権力闘争が展開される限り、誰がその勝利者であるかということにはさして関心がなかったが、選挙は思わぬ臨時収入の場であった。しかし同時に、彼らは(Ⅳ)～(Ⅶ)に示されたように、時には積極的に選挙に参加し、そのことによって植民地支配の深化がもたらした負担の強化から逃れようと努めたのであった。それは、植民地支配に対しての、選挙の「自由」を巧みに利用した抵抗に他ならなかった。このようにして、「自由選挙」は、デサ社会においては、オランダの意図とは全く別の文脈で解釈され実践されたのであった。

そして、いずれにせよ、このような形で選出されるデサ首長が植民地権力の側から見て満足ゆくものではないことは、当然のことである。選挙法改正において、上級権力の介入の範囲を拡大し制限を強化する方向がめざされたのは、必然であった。そしてまた、以上のような選出状況がある限り、デサ首長に対して住民が敬意を払わないこと、即ちその社会的地位が低下することも、やはり必然であったと言えよう。

① R. M. T. Tjokro Adi Koeseomo, "Pilihan desa" (T. B. B., vol. 32, 1907) p. 99.

- ② Kemp, *op. cit.*, p. 366~p. 368 所収の記事による。なおこれら二つ以外に選挙の実情を具体的に描いたものとしてはスマランに關するもの——Berg, p. 32~p. 34、シムランに關するもの——“Proeve van beschreven desa-adat” (T.G., 1891, II) p. 1909~p. 1910、マタラムに關するもの——C. J. Hasselman, “De Vrije Kenze der Dessochoeden” (T.B.B., vol. 5, 1891) p. 104~p. 105, Poppie, “De Hoofden der Gouvernements Desas op Java en Madoera” (*Ibid.*, vol. 19, 1900) p. 46, “Varia, Desaverkiezingen” (*Ibid.*, vol. 16, 1899) p. 487~p. 488 などがあるが、選挙の具体的なやり方はここに掲げたものと大差はない。
- ③ この報告書の中味は、ほぼ同時期の記述である Hadi Ningrat, “Onderscheidingen voor bekravame desahoofden” (T.B.B., vol. 23, 1902) p. 165 によれば、デサの名前と人口、選挙集会参加者数、各候補者の名前、職業、推定年齢及び得票数であった。
- ④ C. J. Hasselman, “De Vrije Kenze der Dessochoeden” (T.B.B., vol. 5, 1891) p. 104.
- ⑤ 同様のことはケドゥーの九〇年報告でも指摘されている。そこでは村民がデサ首長を指名してほしいと、理事や監督官に願ひ出るケースもあつたといわれる。詳しくは H. N. K., p. 29~p. 30 を参照。
- ⑥ Tjokro Adi Koeseomo, *op. cit.*, p. 100.
- ⑦ M. W. E., 155, *Kedoe*.
- ⑧ H. N. K., p. 2.
- ⑨ H. N. K., p. 29.
- ⑩ H. N. K., p. 26.
- ⑪ マガル州モガ郡九〇年報告 (H. N. K., p. 22)。同様の内容を持つ報告は、ハイナン、シムラン、卑九〇年報告 (*Ibid.*, p. 21)、セビョクトルト、卑九〇年報告 (*Ibid.*, p. 25)、M. W. E., 155, *Semarang* 所収のサマニヤ

- ガ県報告、グロボガン県報告などにも見られる。
- ⑫ M. W. E., 155, *Kedoe*.
- ⑬ M. W. E., 155, *Semarang*, グロボガン県報告。
- ⑭ 同⑬
- ⑮ H. N. K., p. 32.
- ⑯ M. W. E., 155, *Cheribon*.
- ⑰ このやうな党争の存在については、夙に一八六四年の東インド評議令勧告 (Advies van Raad van Indie, 29 April 1864, no. XIII.) を指摘している。即ち「デサ首長の選出に際しては、たいてい互ひに陰謀をめぐらす複数の党派が存在する。彼らが進んだ者に最高票を集めてデサ首長に押し上げることができた党派は、その者が自分達を優遇することを計算している。このデサ首長は、最大の党派の意に沿って行政を進め、デサ内の他党派に対抗できるものがない限り、その職にとどまり、我々が不正と呼び正義に照して許すことのできぬやうな振舞を意のままにしても、容易には告発されない。しかし、デサ内で最大の影響力を持つ党派と衝突したり、あるいは意欲的なリーダーに率られた反対党が対抗するのに充分な力を備えているならば、告発すべくあらゆる材料が集められ、デサ首長はこの告発にはまず対抗できない。彼は失脚し、他の党派がデサ首長職を手に入れる。しかし、新しく選ばれた首長もまた、たいてい前任者の轍を踏むこととなり、結局職を維持できないのである。」と述べられる。H. N., p. 205 を参照。
- ⑱ M. W. E., 155, *Paseroean*, マスルマン県報告。
- ⑲ *Ibid.*, マスルマン県報告。
- ⑳ M. W. E., 155, *Kedoe*, ママヤンゲン県報告。
- ㉑ M. W. E., 155, *Semarang*, グロボガン県報告。
- ㉒ H. N. K., p. 19~p. 20.
- ㉓ H. N. K., p. 23.

②④ “Oost en West” 一九一五年三月一日 (Kemp, *op. cit.*) p. 367.
 ②⑤ 詳しくは R. M. T. Tjokro Adi Koeseono, *op. cit.*, p. 101~p. 105
 を参照。

②⑥ 一九二六年村落自治調査の最終報告 (*Eindverslag over het Desa-
 Autonomie-Onderzoek op Java en Madoera*, 1929, Weltevreden), p.
 18 についてはこの報告書の著者ラニーは、これによって完全にと言
 えぬまでも多くの陰謀が防止できたという高い評価を与えているが、前掲
 (B)の統きの記述中ではこの投票方法に言及した後、「陰謀はメニマン
 できない。一番多く払ひ、最も良いことを約束する者が、たゞこの
 場合、最高得票が確実になる」と、否定的評価を与えられる。

②⑦ M. W. E., 155, *Pasoeroean*, ノロボリンゴ県報告, *ibid.*, *Kedoe*, ヤ
 ナラン県報告, *ibid.*, *Semarang*, サラナイガ県報告, *ibid.*, *前掲*
 で見たように当時のデサ首長の大半は文盲であった。

②⑧ Poppie, *op. cit.*, p. 43~p. 44.
 ②⑨ M. W. E., 155, *Banyuwang*, ブルバリンゴ県報告, *ibid.*, *Madoera*,
 スマネブ県報告。

③① M. W. E., 155, *Pasoeroean*, ノロボリンゴ県報告。また、ボデメイ
 エルによると、ある候補者は監督官に対し、自分は以前に懲役刑を受
 けたがそれを他人に代行させたから、当選した場合の上級権力の承認
 には問題がないと思つてと語つたという。実際には、この候補者
 は落選し、問題が公の場に出ることはなかった(C. H. E. Bodemeijer,
 “Lets over de Palladium-Fictie en de Huidige Kiesregeling der
 Dossahouden op Java en Madoera” *T. B. B.*, vol. 29, 1902, p. 221)。
 一八七八年選挙法規定に従えば、もちろんこのような当選者の承認は
 拒否されねばならないのであるが、それについては内務官僚の中に批
 判がなかったわけではない。例えば、アベルは、火のついたタバコを
 草地に捨てて火事を起した容疑で数年前に数日間の禁固刑に服した四〇

歳前後の候補が、最高票を得ながらデサ首長になれなかったケースと
 やはり最高得票をした候補に対して、二人のデサ役人が彼は庭地に正
 しく裏作物を作つていない容疑で県法廷において禁固三日を宣告され
 た事実があると告発し、選挙管理委員会が確認のために調査に乗り出
 したところ、ケースをあげて、住民に対する処分が根拠不十分のまま簡
 単に行なわれすぎると指摘し、これを承認拒否理由にすることに疑問
 を呈した(P. F. Abell, “Artikel 6 sub. C van Staatsblad 1878
 no. 47” *T. B. B.*, vol. 19, 1900, p. 59~p. 61)。^{③②} *Kolonial
 Verslag* 1885, p. 66. ② J. M. Esche “De positie der dossahouden”
 (*T. G.*, 1891 vol. 2) p. 1325~p. 1328. ^{③③} 住民はさまざまな事て処罰
 されることが多へ、このことを承認拒否理由にすれば選挙は極めて制
 限され、時には候補者が出なくなることさえある。量刑にも統一な
 基準がない等の理由から、この規定の不合理性を批判してゐる。

③④ “Desaverkiezingen” (*T. B. B.*, vol. 16, 1899) p. 489. は、職務
 怠慢により罷免されたデサ首長の再選が多かつたと指摘してゐる。こ
 のことは、後述のようた「怠慢」に対する評価が、住民側と政庁側で
 全く異つてゐることを示唆しており興味深い。

③⑤ M. W. E., 155, *Praanger*.
 ③⑥ M. W. E., 155, *Pasoeroean*.

③⑦ M. W. E., 155, *Semarang*.
 ③⑧ 同郡監督官の九〇年報告 (*H. N. K.*) p. 21~p. 22. 同報告では、引
 用部分に続けて、このような首長の水準は郡長などが教育しても決し
 て向上しないから、少しでも使えるデサ首長なら解任しない方がよい
 と述べてゐる。

③⑨ 同県副理事九〇年報告 (*H. N. K.*) p. 28. 同報告では、これに統て
 て、命じられた任務をしっかりと遂行する有能なデサ首長には、しばし
 は全く馬鹿げた理由による告発が提出されると述べられる。

② M. W. E., 155, Banjarmasin.

③ M. W. E., 155, Rembang.

④ M. W. E., 155, Kedoe, タンメン県報告, *titul*, Banjarmasin, キヤナ

ヤン県報告, *titul*, Paseroean, プロボリン県報告, クラタサン

県報告, *titul*, Kediri, タデイリ県報告, *titul*, Rembang, ポジョネロ

県報告を参照。その他にも、一八五九年の栽培長官カマレタの書簡

に、デサ首長選挙の際に常に指摘される典型的現象として「能力や精

神面において抜きん出た者を、この役職からなるべく排除しようとする

おわりに

小論では、オランダ植民地権力が導入した選挙法のもとにおける選挙の実情の一端を述べ、そのことを通して前稿で論じた「デサ首長の社会的地位の低下」が必然的なものであったことを示した。筆者は、一九世紀以降のデサ首長選挙の性格は、基本的にはこのようなものであったと考えている。ただ、同時に、なお検討されるべき重要な課題も残されていると思つてゐる。それは、三章で示したような事態が、デサ社会にとって如何なる意味を持ったかという点を、それ以前のデサ首長選出方式と比較することによつて、あらためて歴史的に問い直すということである。そのことは、内藤氏が指摘し、また小論中に引いた史料のいくつかも示している。「世襲原理」の存在をどう解釈するかという点ともかわりが深い。更にそれは、一八一九年選挙法の導入がスムーズでなかったことの理由を、ジャワ社会の側から問い直すことでもある。

ジャワ本来のデサ首長選出方式が何かという点については、一九世紀以降、先に見たように選挙法改正という実践的課題と結びついて多くの論争が闘わされてきたが、まとまった見解を提出しているのはラッフルズ、ハッセルマン、フォーレンホーフェン、^② アダム^③の四者であろう。ラッフルズは先に見たように、「自由選挙」が本来の姿であったと考え、この点に関する限りハッセルマンも同様であるが、^④ 彼の場合には一九世紀初頭にそれがほとんど消滅していることに重点を置

る住民の願望」があることが指摘されており、このような住民の対応は恐らく強制栽培制度期にはかなり一般的であったことが示唆される。詳しくは Kinder de Camareq, "Brief van 19 November 1859 La A57" (H. N., p. 211) を参照。

④ タデイリ州理事の九〇年報告でも、自由選挙は強制栽培制度期に強制に対する一種の対抗手段として利用されたという見方が示されている。詳しくは H. N. K., p. 31 を参照。

いて、これを政策立案の基礎にしようとした。^⑥ 同時に彼は「世襲原理」の存在についても触れているが、それが本来の制度とどうかかわるかについては明確な説明を与えていない。これに対して、フォーレンホーフエン、アダムは、「自由選挙」は本来のものではなく、「世襲原理」に基づく選出こそが本来のものであったと述べている。^⑦

筆者も、現在のところ、フォーレンホーフエンやアダムと同様に、世襲制が本来の選出形式であるという見通しに立っており、従って小論で述べてきたような事態は、そうした在地の秩序が植民地支配の深化によって崩されてゆく過程に他ならないと考えているのであるが、この場合、なお問題が残っている。この立場に立てば、ダーンデルス統治期やラッフルズ統治期の諸報告に見られる「デサ首長の定期交替」という事態が、整合的に説明されなければならないが、フォーレンホーフエンは明確な説明を与えていない。^⑧ アダムは、モジヨケルトの副理事務所から発見された一九世紀前半期にかわる文書に依拠してスラバヤ南部のデサ首長選挙を論じたR・ケルンの論文を援用して、定期交替は東インド会社が重い労役を課したことに對する住民側の対応であると説明したが、^⑩ ケルンはこの点について十分な根拠を提出しているわけではない。

こうして見ると、本来の選出形式を明らかにするためには、なお解明されるべき点が多い。東インド会社の地方支配のあり方、更にはジャワの王侯権力や地方支配層のデサ支配のあり方などの検討が必要であろう。これらの点は、いずれ考えてみたい。

- ① C. J. Hasselman (A) "De Vrije Keuze der Dessochoorden" (T. B. B., vol. 5, 1891), (B) "Het Palladium" (Juda., vol. 22, 1902).
- ② Van Vollenhoven, *Het Adatrecht van Nederlandsch Indië*, vol. 1 (2), 1931, Leiden.
- ③ L. Adam, *De Autonomie van het Indonesisch Dorp*, n. d., Amersfoort.
- ④ ハッセルマンが、ボンツール期には自由選挙権があり、それが一五世紀以来、イスラム政権の手で破壊されたと述べている。(A)論文 p. 97, p. 100~p. 102, (B)論文 p. 373~p. 374 を参照。
- ⑤ ハッセルマンはこの立場から、デサ首長選挙に対する制限の強化を主張している。詳しくは(B)論文 p. 398~p. 409 を参照。
- ⑥ (A)論文 p. 105~p. 106.

④ ノーラン・カーンマンは、これを「一族ごとの村長職の継続的な中心」と表現している (p. 537)。ノックは「ジャバの村落首長職を、インドネシアの他地域と同様に世襲せよ」という明確な目標を掲げた (p. 34)。またエド・「開拓者」多分の「全員の組織」の「全員の一族」を知らぬが「開拓者」の「開拓者」は「開拓者」の「開拓者」である (p. 36)。

⑤ 彼は「マンネリスのカーンマンはそれら大きな意味を持たない中心を述べた。これは「ジャバ」の「Vollenhoven, op. cit., p. 536」を参照せよ。

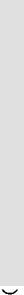
⑥ R. Kern, "Verkiezing van dorpsvoerden in Soerabaja in vroeger tijd" (K.T. 1921, p. 673~p. 685).

⑦ Adam, op. cit., p. 36.

留声 | 説

- Bastin: J. Bastin, *Raffles' Ideas on the Land Rent System in Java*, 1954, 's-Gravenhage.
- E. R.: *Erindesunt van het Onderzoek naar de Rechten van den Inlander op den Grond op Java en Madoera*, 3 vols, 1876, 1880, 1896, Batavia.
- Haan: F. de Haan, *Priangan. De Preanger-Regentschappen onder het Nederlandsch Bestuur tot 1811*, vol. 4, 1912, Batavia.
- H. N.: "Historische Nota over de desabesuren op Java" (E. R., III, bijl. P).
- H. N. K.: *Historische Nota over het Vrije Kiesrecht der Inlandsche Gemeenten op Java en Madoera, bedoeld in artikel 71 van het Regerings Reglement*, 1897, Batavia.
- I. G.: *Indische Gids*.
- K. T.: *Koloniaal Tijdschrift*.
- L. S.: S. van Deventer, *Bijdragen tot de kennis van het Landhijft Stelsel op Java*, 3 vols, 1865~1866, Zaltbommel.
- M. W. E.: *Onderzoek naar de Mindere Welvaart der Inlandsche Bevolking op Java en Madoera. Samentrekking van de Afdelingsverslagen over de uitkomsten der onderzoeken naar De Economie van de Desa in de residentie.....*
- Sib.: *Staatblad van Nederlandsch-Indië*, 1814-1949.
- Substance: T. S. RaMes, *Substance of a Minute*, 1814, London.
- T. B. B.: *Tijdschrift voor het Binnenlandsch Bestuur*, 1887-1917.
- V. B. G.: *Verhandelingen van het Bataviaasch Genootschap van Kunsten en Wetenschappen*.

(正倉大藏外洋館蔵書)



However, how the tax system was established has not been fully elucidated. This article investigates the process of how *Ikkoku Heikinyaku*, which began to be imposed in the early eleventh century, underwent certain changes, became a kind of tax, and obtained the form which was preserved during the *Kamakura* era—from the institutional point of view. In short, the imposition of the tax throughout a province developed under the initiative of provincial governors and it is not until the early period of Emperor *Goshirakawa's* government and the cloister government that the central government began to participate actively in the imposition and collection of *Ikkoku Heikinyaku*. The principle of collection and exemption which had been established during this time, was maintained. Therefore, it was during the early period of *Goshirakawa's* rule and the cloister government that the tax system of *Ikkoku Heikinyaku* was established.

“Free” Election of the Village Chiefs in Colonial Java and Madoera

by

UEMURA Yasuo

After restoration of Java in 1816, the Dutch Colonial Government recognized officially the inhabitants' right of electing their village chiefs freely in the election law of 1819. This principle was confirmed again by the Constitutional Law of 1854 and embodied in the election law of 1878. The latter contained, however, another tendency. Here the Dutch Colonial Government aimed at excluding the “unsuitable” from village chiefs by using its influences over the election. And this went farther in the revised election law of 1907.

Actual implementation of these laws experienced considerable delay. Moreover, there frequently occurred deviations from the provisions at the actual elections. For example, there were influential persons in villages who formed parties and fiercely struggled for the position of village chief by using bribery or some other kinds of intrigues. At the same time there were many cases where village inhabitants purposely elected

the “unsuitable”, hoping to reduce their obligations to the Government. In any case the social position of the village chief in the village became lower under these situations.

Was the Granary System really ‘Communal’?:
The Reformation by Huang Zheng 黃震
in the Southern Song Dynasty

by

TODA Yuji

It was in the context of the control by the local landed classes, i. e. the autonomous character of rural societies, that the image of Southern Song’s communal granary system (*shecang* 社倉) has been constructed. However, taking the state power into account. I will make a new explanation on this system.

Generally, *shecang* did’nt fulfil its ostensible function, because it became a means of exploiting peasants for its managers. By investigating the reformation by Huang Zheng, a good example can be discovered. The leading part for the reformation was played by local magnates. Thus the *basso ostinato* of Huang’s reformation was reassuring the control by Guangde prefecture 廣德軍 authority. There were many similar cases in the Southern Song dynasty. The foundation, management, and abolition of *shecang* depended almost entirely upon the local mandarin’s intention.

My enquiry concludes that *shecang* must be grasped in the context of the non-autonomous character of Song’s rural societies.